

役員報酬に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人紅葉会（以下「法人」という。）の定款第21条の規定にもとづき、理事、および、監事（以下、役員という。）の報酬に関する事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この規則は、役員に適用する。

(対象業務)

第3条 役員報酬の対象となる業務は、理事会等の機関会議への出席、および、人事労務、財務、運営等、法人の業務執行に関するものとする。

(役員区分)

第4条 役員は常勤役員と非常勤役員に区分する。

- (1) 常勤役員 業務時間が1週30時間（1週5日、1日6時間を基本とする）を下回らない者として、理事会が選任した役員
- (2) 非常勤役員 前項以外の役員

(報酬)

第5条 法人の職員を兼務する役員を除き、役員に対して各年度の総額が500万円を超えない範囲で、以下の支給基準に従って報酬を支給することができる。

(1) 常勤役員

- 1) 月額30万円
- 2) 通勤手当は職員給与規則を準用

(2) 非常勤役員

① 理事長、および、理事長業務に相当すると理事長が認めた業務

- 1) 業務時間が3時間まで 7,000円
- 2) 業務時間が3時間を超えて6時間まで 12,000円
- 3) 業務時間が6時間を超える時間 15,000円

② ①以外の業務

- 1) 業務時間が3時間まで 3,000円
- 2) 業務時間が3時間を超えて6時間まで 7,000円
- 3) 業務時間が6時間を超える時間 10,000円

(報酬の支払い方法)

第6条 報酬の支払いは現金、または、銀行振込とする。

(銀行振込にかかる報酬の計算期間と支給日)

第7条 報酬の計算期間は毎月1日から末日までとする。

2. 報酬は該当月分を翌月25日に支給する。

3. 25日が銀行の非営業日の場合は、その前日に支給する。

(出勤記録)

第8条 役員が第3条の業務を行う時は、勤務カードに業務内容等の必要事項を記録するものとする。

(改廃)

第9条 この細則の改廃は評議員会で決定する。

(施行)

第10条 この規則は、2009年9月19日より施行する。

2013年4月1日 一部改訂

2017年4月1日 一部改訂

2018年12月27日 一部改定

2019年4月1日 一部改訂

2021年6月19日 一部改訂

評議員の報酬に関する細則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人紅葉会（以下「法人」という。）の定款第8条の規定にもとづき、評議員の報酬に関する事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この規則は、評議員に適用する。

(対象業務)

第3条 評議員の報酬の対象となる業務は、評議員会への出席、および、評議員の権能にかかる業務に関するものとする。

(報酬)

第4条 報酬は以下のとおりとする。

- | | |
|----------------|---------|
| 1)3時間まで | 3,000円 |
| 2)3時間を超えて6時間まで | 7,000円 |
| 3)6時間を超える時間 | 10,000円 |

(報酬の支払い方法)

第5条 報酬は現金で支払う。

(施行)

第5条 この規則は、2017年4月1日より施行する。